

# 令和4年第9回富士見市農業委員会総会議事録

開催年月日 令和4年8月25日（月）

開催場所 中央図書館 視聴覚ホール

開会時刻 13時30分

閉会時刻 15時00分

議長 会長 大曾根 高 男

## 委員出席状況

議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
1番	平塚 雄一	出	8番	長堀 進	出
2番	荒井 正夫	出	9番	吉原 正美	出
3番	荻島 保夫	出	10番	横山 勝之	出
4番	村田 敏和	出	11番	大曾根 高男	出
5番	新井 稔	出	12番	星野 幸夫	出
6番	前田 利行	出	13番	荻島 康利	出
7番	柳下 稔	出	14番	大曾根 貴枝	出
出席 14名			欠席 0名		

## 農地利用最適化推進委員出席状況

担当区域	氏 名	出欠	担当区域	氏 名	出欠
水谷1	田中 弥一	欠	南畑1	関根 和市	欠
水谷2	黒田 等	欠	南畑2	石井 浩二	欠
鶴瀬1	栗原 英雄	欠	南畑3	萩原 好伸	欠
鶴瀬2	島田 秀男	欠			
出席 0名			欠席 7名		

## 職務のため出席した事務局職員

事務局長	村木 保之	事務局主任	荒木 貢
事務局主事	麻生 優		

---

富士見市農業委員会総会会議規則第4条により会長が議長になり議事を進行した。

---

本日の総会は、農業委員数14名にて開催します。

農業委員の出席は過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたします。

---

#### 日程第1 議事録署名委員の指名

議長は、指名により推薦したい旨諮ったところ、全委員の賛同を得たため、次の者を指名する。

14番	大曾根 貴枝	委員
1番	平塚 雄一	委員
2番	荒井 正夫	委員

---

#### 日程第2 議 事

第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第4条第1項の規定による許可申請1件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、農地転用基準に照らし「適当」であるとした。

##### ○議案第1-1

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅の建築」の案件でございます。

「立地基準」

- ・周辺を国道・河川・宅地等に囲まれており、一団の農地規模が概ね10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水、雑排水については、既設施設へ接続し、雨水排水については、浸透トレンチにより敷地内に浸透させることとしております。
- ・隣地境界には新設コンクリートブロック3～4段積を設置し、土砂等の流出を防ぐこととしております。
- ・改良区からは、転用について支障ない旨の意見書が提出されております。
- ・資金については、不動産売却による資金で対応することとしており、不動産売買契約書が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第5条第1項の規定による許可申請2件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、農地転用基準に照らし「適当」であるとした。

○議案第2-1

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅の建築」の案件でございます。

「立地基準」

- ・周辺を県道・河川・宅地等に囲まれており、一団の農地規模が概ね10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水、雑排水については、既施設へ接続し、雨水排水については、浸透トレンチにより敷地内に浸透させることとしております。
- ・隣地境界には新設コンクリートブロック1～2段積を設置し、土砂等の流出を防ぐこととしております。
- ・改良区からは、転用について支障ない旨の意見書が提出されております。
- ・資金については、融資で対応することとしており、住宅ローン事前審査結果通知書が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

○議案第2-2

(事務局説明)

申請目的「建売住宅の建築」の案件でございます。

「立地基準」

- ・周辺を国道・河川・宅地等に囲まれており、一団の農地規模が概ね10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水、雑排水については、前面道路に埋設された公共下水管へ接続します。雨水排水については、浸透トレンチにより敷地内での処理となっております。
- ・隣地境界には新設コンクリートブロック1～4段積を設置し、土砂等の流出を防ぐこととしております。
- ・改良区からは、転用について支障ない旨の意見書が提出されております。
- ・資金については、自己資金で対応することとしており、金融機関の残高証明書が提

出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いします。

### 第3号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

○議長は、相続税の納税猶予に関する適格者証明1件を議題として上程し、事務局の説明の後、全委員の賛成により案件を「承認」とした。

#### ○議案第3-1

(事務局説明)

事務局において、8月12日に現地確認を行いました。証明願いに記載された農地16筆8,310㎡について、農地として管理されていることを確認しました。申請者は家族3人で農業経営をされており、従事日数、農業用機械の所有状況も問題がないものと思われ  
ます。

(担当委員からの説明)

申請者を訪問し、現地調査をいたしました。しっかりと農業経営をしている方であり、支障がないと思われ  
ます。

### 第4号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

○議長は、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認2件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、全て農地の利用状況の区分は、「自ら所有し、自ら農地として使用している。」と承認された。

#### ○議案第4-1

(事務局説明)

本件は、平成15年に相続税の納税猶予の特例の適用を受けている農地について、免除とする期日が令和5年の10月となっておりますことから、農地として適正に利用されているか否かについて、川越税務署より現地の利用状況の確認調査を求められているものの案件でございます。

事務局において、利用状況確認書に記載された農地について、8月12日に調査、確認した結果、いずれも農地として利用されていることを報告いたします。事務局からは以上です。

(担当委員からの説明)

所有者を訪問し、現地確認しましたところ、ご自身で耕作し農地として管理されていることを確認しました。

#### ○議案第4-2

(事務局説明)

本件は、平成15年に相続税の納税猶予の特例の適用を受けている農地について、免除とする期日が令和5年の10月となっておりますことから、農地として適正に利用されているか否かについて、川越税務署より現地の利用状況の確認調査を求められているものの案件でございます。

事務局において、利用状況確認書に記載された農地について、8月12日に調査、確認した結果、いずれも農地として利用されていることを報告いたします。事務局からは以上です。

(担当委員からの説明)

所有者を訪問し、現地確認しましたところ、ご自身で耕作し農地として管理されていることを確認しました。

第5号議案 生産緑地の取得の斡旋について

○議長は、生産緑地の取得の斡旋3件を議題として上程し、事務局の説明の後、斡旋がある場合には、事務局へ申し出ることとした。

○議案番号第5-1

(事務局説明)

本件は、以前総会において主たる従事者の故障により「生産緑地に係る農業従事者証明」について審議・承認いただいた案件に関しての斡旋でございます。

その後、市に対して生産緑地の買取申出がありましたが、市では買取り予定がないため富士見市長より「生産緑地の取得の斡旋について(依頼)」がございました。皆様には、営農希望者へ取得の斡旋をよろしくお願いいたします。

希望者がいる場合は9月9日までに事務局まで報告をお願いします。

○議案番号第5-2

(事務局説明)

本件は、以前総会において主たる従事者の死亡により「生産緑地に係る農業従事者証明」について審議・承認いただいた案件に関しての斡旋でございます。

その後、市に対して生産緑地の買取申出がありましたが、市では買取り予定がないため富士見市長より「生産緑地の取得の斡旋について(依頼)」がございました。皆様には、営農希望者へ取得の斡旋をよろしくお願いいたします。

希望者がいる場合は9月15日までに事務局まで報告をお願いします。

○議案番号第5-3

(事務局説明)

本件は、以前総会において主たる従事者の死亡により「生産緑地に係る農業従事者証明」について審議・承認いただいた案件に関しての斡旋でございます。

その後、市に対して生産緑地の買取申出がありましたが、市では買取り予定がないため富士見市長より「生産緑地の取得の斡旋について（依頼）」がございました。皆様には、営農希望者へ取得の斡旋をよろしくお願いいたします。

希望者がいる場合は10月7日までに事務局まで報告をお願いします。

### 日程第3 専決処理報告

1. 農地法第4条及び第5条の規定による農地転用届出について、富士見市農業委員会会長専決規定第3条に基づく専決処分状況報告を事務局より次のとおり行った。

(専決の期間 令和4年7月20日から令和4年8月17日まで)

- |                          |    |
|--------------------------|----|
| (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 | 0件 |
| (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 | 5件 |

### 日程第4 協議報告事項

1. その他

---

議長は、令和4年第9回富士見市農業委員会総会の閉会を宣言する。

---

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年8月25日

議長

---

14番

---

1番

---

2番

---